オケージョナル・ペーパー　No.111

明治前期の戸籍法制と社会移動の統計的把握

―明治４年「戸籍の法」による社会移動把握の制度改定を中心に―

２０２０年7月

法政大学
日本統計研究所

明治前期の戸籍法制と社会移動の統計的把握

―明治 4 年「戸籍の法」による社会移動把握の制度改定を中心に―

森　博美*

はじめに

わが国における近代人口センサスの歴史は、大正 9（1920）年の第 1 回国勢調査によって開始される。その後国勢調査は、終戦直後の混乱による一時的中断はあったものの、10 年毎の大規模調査と中間年に実施される簡易調査により 5 年を周期とする調査として現在に至っている。国勢調査の開始以降わが国では、調査の非実施年・月についても国勢調査をベンチマークとしそれに爾後の期間における出生・死亡という自然動態さらには地域間移動という社会動態の計数を加除することによって推計による人口統計が作成され、行政その他による様々な統計ニーズへの対応が図られてきた。

周知のようにセンサスは古代ローマにおける税金査定のための人口調査をその語源に持ち、人口統計が与える人口規模の統計的把握はいずれの時代においても為政者にとって行政遂行に不可欠な基盤情報であった。明治新政府もまたその例外ではなく、政治的統治が及ぶ地域全体を版図とする人口規模の統計による把握体制の構築は、国家体制を維持する上での焦眉の行政課題のひとつとされた。

欧米を中心とする世界の主要国は、18 世紀後半から 19 世紀初頭にかけて近代人口センサスを相次いで開始する。これに対して日本の場合はその開始年が諸般の事情により 1920 年にずれこむなど大きく後塵を拝することになる。それは新政府にとって人口統計に対する緊要度が海外諸国よりも低かったことを意味しない。なぜなら、国勢調査の開始以前の時期にわが国の明治新政府は、人口センサスという統計調査としてではなく、戸籍管理という行政遂行によって得られる情報を源泉とする第二義統計として人口の静態面並びに動態面の把握を行ってきたからである。

わが国の明治期の戸籍法制は、明治 4(1871)年の「戸籍の法」の制定及び民法の施行を受けて 31（1898）年に抜本改定された「戸籍法」の成立をその二大画期とする。金子治平は「家父長的関係によって構成員を戸主に従属させ、天皇－臣民の支配関係」の補強を目的に「観念的「家」」概念を基調とする「戸籍法」に比べて「戸主の現住所と本籍の一致」を原則とする「戸籍の法」の「現実主義的」側面に注目し、そこに統計作成面での意義を認めている〔金子 1998 第 2 章〕。そこで本稿では明治 31 年の「戸籍法」制定以前に「戸籍の法」を根拠法規として遂行された戸籍管理のうち人口の社会移動の統計的把握に関係する部分に焦点をあて、その間に発令された各種省令、訓令、達に記載された条文等の具体的規定内容を検討資料としてその制度的仕組み並びに整備過程について考察してみたい。

---

*　法政大学名誉教授・法政大学日本統計研究所名誉研究員

1.「戸籍の法」と人口の社会動態の統計的把握

明治4(1871)年4月4日太政官は、「府藩県「戸籍の法」」(布告第170号:以下、「戸籍の法」)を布告した。属籍を問わず「臣民一般」を網羅した戸籍簿編制のための戸籍検査(戸口調査)の実施を翌年に控えて布告されたこの法律は、その布告に際して、「戸籍検査編制は来申年2月1日より以後の事に候へ共右に関係する諸般の事は今より処置致す可く尤 3 都府及各開港場は人民輻湊の地にて取締向速に不相立候ては難相成に付送籍入籍竝旅行寄留の者へ鑑札渡方寄留表取調方等当6月29日より後る可からさること」〔総理府統計局 1976 9頁〕と、特に東京、大阪、京都の3都府等に対して明治 5 年の戸口調査に先行して「戸籍の法」が規定している転籍者や寄留人への鑑札の交付並びに寄留取調の先行着手を要請している。

この「戸籍の法」に関して鮫島龍行は、それが「戸籍業務の基礎である戸籍簿編制」及びそれにもとづく「戸籍表」と「職分表」の編成という二種の行政目的を内容として持ち、特に戸籍表と職分表の編成に関する諸規定を含んでいる点に注目し、それを「維新における人口統計の発端」〔相原・鮫島 1971 30頁〕として評価している。

ところで、「戸籍の法」を人口統計の作成を根拠づける法規として捉える場合、鮫島のようにそれを単に「戸籍表」や「職分表」といった人口の静態面把握の側面からの評価にとどめるのは適切ではない。なぜなら同法には人口の変動要因としての出生・死亡といった自然動態さらには寄留等による人口の地域間移動といった社会動態の統計的把握に関係した多くの条文が含まれており、人口についてその静態面と動態面の統一的把握を可能にする制度的仕組みに対応する条文体系を有しているからである。その意味で「戸籍の法」は、戸籍管理のための行政法規であると同時に、国勢調査の開始以前の時代における政府統計としての人口統計作成の根拠法規という側面も併せ持つ。

言うまでもなく特定の地域における人口規模の動向には、出生や死亡という自然動態だけでなく地域間移動もまたその規定要因となっている。その意味では「戸籍の法」が上述したように特に都会的性格の強い 3 府や港湾都市など人口移動の顕著な地域を中心に、転籍や寄留等の移動人口の把握のための一連の制度的仕組みを条文の形で規定している点は、国勢調査のような統計作成を固有の目的とする統計調査に依存しない第二義統計としての人口統計の作成という点からも注目される。

人口の社会動態の統計的把握に関して筆者は〔森 2020〕において、転籍移動、寄留移動、それに旅行等の短期移動という三つのカテゴリーの移動について、「戸籍の法」の各条文が具体的にどのようにその数的把握の仕組みを制度化しているかを考察した。そこでは、当時の政府がその対応に苦慮していた脱籍浮浪人等の取締りによる政情安定の達成という隠された政治的意図もまた具体的な条文内容に反映されている点についても明らかにすることができた。さらに〔森 2020〕は残された検討課題に言及して、「戸籍の法」の施行にあたってその後加えられることになる一連の制度改正の内容検討を通じて、同法が規定する移動把握システムの実効性についての評価も自ずと明らかにされるであろうとの見通しも示している。

「戸籍の法」についてはその後何度か改定が加えられることになるが、上記の第 2 の論点と関連して以下では、「戸籍の法」における移動の統計的把握に関して当初導入された制度がその後どのように改善、整備されたかを編年的に整理検討する。

2. 法の施行から戸口調査実施までの戸籍管理制度の変更

「戸籍の法」の施行を受けて翌明治 5 年に第 1 回目[1]の戸籍検査のための実地調査として戸口調査が実施された。「戸籍の法」の公布から戸口調査が実施されるまでの間に戸籍制度の運用に関係したいくつかの通達が発令されている。以下はそのうち移動の把握に関係するものを列挙したものである。

(1) 明治 4 年 5 月 25 日太政官達第 262 号

「戸籍の法」第 12 則は寄留人に対して「第 3 号寄留人届書式」(本稿末に掲げた【資料 1】)による届出を求めている。この太政官達第 262 号は、「戸籍の法」に基づく追加的な届出様式として寄留人の中で特に東京を寄留先として全戸移住(挙家移住)を行った官員所帯に対しての「全戸移住届書式」を定めたものである。

全戸移住届書式

	某　府藩県	族属
官名		何　ノ　誰
		父　　誰
		母　　誰
		妻　　誰
		幾男幾女誰
右何年何月ヨリ移住仕候		
年号干支月日	某住所	
		何　ノ　誰　印

〔注〕原書式は縦書き

〔出所〕総理府統計局1976 20頁

この書式は「第3号寄留人届書式」(【資料1】)には特に明示されていない官員所帯の寄留移動について、特に当時そのような移動が大量に発生したと思われる東京府を移動先とする者を他の

---

[1] その後明治 6 年 7 月 8 日付の太政官布告第 242 号により、「戸籍法則中第廿則第廿三則 6 カ年め戸籍表改の條例追て相達候迄不及施行候事」〔総理府統計局 1976 25 頁〕とその後の定期的な戸籍改の施行は停止され、明治 5 (1872) 年の戸口調査が後に大正 9(1920)年に第 1 回国勢調査が実施されるまでの間の唯一の静態人口把握調査となった。

移動者とは区別して別途固有の届出書式によって把握する目的で導入されたものと思われる。

(2)明治 5 年 1 月 13 日太政官達第 4 号

「戸籍の法」ではその第 21 則が戸籍検査の実施期日を 2 月 1 日より 5 月 15 日と規定しているだけで、人口の静態把握において決定的な意味を持つ調査時点については特段何らの規定も設けていない。戸口調査の実施を控えた太政官では新たにこの通達を発令することによって調査時点を「正月晦日現在の人員」と定めるとともに、調査結果に基づき作成するものとされていた「区内戸籍表式」と「区内職分表式」をそれぞれ「戸籍総計書式」と「職分総計書式」へと改めた。さらに「戸籍の法」によって府藩県が作成すべき様式とされていた区別の第 5 号戸籍表と第 6 号職分表に加え、この通達によって府藩県総括による戸籍表と職分表が新たに提示された。

人口の社会移動のうち寄留に関しては、「戸籍の法」がすでに第 7 号様式として月別寄留表を提示している。この通達第 4 号は移動の把握に関して「寄留者の事」として、それを「凡寄留する者の届書は官員神官華士族卒僧尼旧神官は当人兵隊は隊長平民は戸主傭主請人の内にて証印し且寄留の地に於て一戸をなせし者は其管下の者同様届書へ屋敷番号を記し其区戸長へ届けしむへし戸長は総体の届書を集め式の如く寄留総計を作り其庁へ出し其庁之を受け寄留表へ書載すへき事」〔総理府統計局 1976 22 頁〕と規定し、区戸長作成書式として職分表よりもさらに詳細な職分構成区分を持つ「寄留総計書式」(【資料2】)さらには各府県からの月別入寄留者の記載様式として「入寄留表」(【資料3】)を新たに導入することになった。なお、入寄留表には「当府県より他の府県へ寄留の者此例に準し同様差出すへし」と記されており、この通達第 4 号は出寄留についても同様の様式に従った報告の提出を当該府県に対して求めている。

(3)明治 5 年 10 月 20 日大蔵省達第 154 号

「戸籍の法」は第 12 則によって寄留人として居住する兵隊、従者、役夫等に対しても管轄庁への届出に際しての「第 3 号寄留人届書式」の添付提出を義務づけ、届出書類への当事者の住所、氏名の記載を求めている。この通達第 154 号は、この点について「兵隊従者役夫等以来姓名記載に不及寄留致し候節は最初員数書を以て陸軍省亦は各鎮台より其地方官へ相達其以後の増減は月々相達候様陸軍省へ御達相成候間為心得相達候事」〔総理府統計局 1976 25 頁〕と氏名記載の省略を容認する一方で、陸軍省等に対しては人数と月々の変化数の地方庁(管轄庁等)への直接報告を求めている。

3. 戸口調査以後の制度改定

第 20、22、23 則に 6 年目毎の戸籍改を規定していた「戸籍の法」の運用に対して戸口調査の翌明治 6 年 7 月 8 日に太政官は布告第 242 号により、「六ケ年目戸籍改の條例追て相達候迄不及施行候事」と戸籍制度に基づく人口統計作成の根幹部分に関わる本質的変更が加えられた。この他にも本稿での考察の課題としている移動の統計的把握に関しては、戸口調査が実施された明

治 5 年から 31 年に新たな「戸籍法」（法律第 12 号）が制定されるまでの間に省令、訓令、達といった形で幾度かの制度の見直しが行われている。

（1）明治 10 年 2 月 5 日太政官達第 20 号

上述したように人口の把握時点については、明治 5 年 1 月 13 日付の太政官達第 4 号によって「戸籍の法」第 5 則に規定されていた「毎年 11 月中戸籍表を改め 12 月中太政官へ差出すへし」から「正月晦日現在の人員」へと改められていた。さらに戸籍表の作成と提出に関してこの達第 20 号は、「毎年 1 月 1 日現在の調査を以て製表差出来候処追て更に規則相定候迄は右製表差出すに及はす此旨相達候事」と戸籍表の太政官への提出を当面見合わせる旨を通知している。明治政府がこのような通達を発したのには西南戦争を中心とする政治情勢の不安定要素があったものと思われる。

通達発令の時代背景はともかく、移動情報の統計的把握に関してはその但書に「生死送籍入籍寄留等総て戸籍の増減加除に関する事件区戸長役場に於て取扱候儀は従前の通可相心得事」〔総理府統計局 1976 25 頁〕と記されており、戸籍表の製表作業は見合わせるものの各地域における戸籍異動の把握業務はそのまま維持されている。なお戸籍表の作成並びにその提出に関しては、明治 12 年 12 月に戸籍局長から府県長官及び開拓使小笠原島出張所宛への照会として、表の雛型を提示するとともに「来明治 13 年 1 月 1 日現在を以て･･･同表調製同年 3 月 31 日限御進達有之度此段及御照会候也」〔総理府統計局 1976 25 頁〕という指示が出されている。そこでは、「14 年以降も此例に同し」と戸籍表のその後の継続的作成、さらには「15 年より戸数調べをもなしたり」と戸籍に関連した統計業務の拡充を要請している。

（2）明治 16 年 11 月 7 日内務省達第 43 号

当時戸籍管理業務を所管していた内務省はこの達第 43 号によって、戸籍表式として第 1 号様式「属籍及戸数」、第 2 号様式「年齢」、第 3 号様式「前 1 週年出生死亡及就籍除籍及結婚離婚」、第 4 号様式「出寄留送籍逃亡失踪及復帰転去」、第 5 号様式「入寄留入籍及復帰」の 5 種類からなる報告様式を定め、翌 17 年からは 1 月 1 日現在での集約結果を 3 月を期限とした提出要請を府県に対して行った。これらの中で移動に関係しているものが第 4 号様式「出寄留送籍逃亡失踪及復帰転去」（【資料4】）と第 5 号様式「入寄留入籍及復帰」（【資料5】）の二様式である〔総理府統計局 1976 27 頁〕。なお、この通達の統計史上の意義については以下のような評価がなされている。まず柳沢保惠は、この達第 43 号による戸籍表式の制定を「明治 17 年より之を実施し之に依て就籍、除籍、出入寄留、送籍、逃亡、失踪及復帰、転居の事稍々詳細の調査を得るの緒に就きたり」〔柳沢 1938 78 頁〕とし、また『日本統計発達史』も、それまで曖昧のままであった寄留人の扱いがこの達第 43 号によって初めて明確に規定された〔日本統計研究所 1960 17 頁〕としている。

（3）明治 19 年 5 月 6 日内務省令第 3 号

省令第 3 号は明治 16 年の内務省達第 43 号の規定内容に代替するものとして内務省が発令し

たものである。この省令によって内務省は道府県に提出を求める戸籍表の様式構成を、第 1 号様式「戸口表」、第 2 号様式「人口出入表」、第 3 号様式「本籍人族別表」、第 4 号様式「本籍生年別人口表」、第 5 号様式「本籍出生死亡及婚姻表」、第 6 号様式「市街及島嶼現住人出生死亡表」、第7号様式「就除籍送入籍及逃亡失踪表（本籍）」、第 8 号様式「耕作及捕魚採藻業戸数表」の8様式に改めた。また、省令は統計の把握時点と報告の提出期限も規定しており、第 1~7 号様式は毎年12月末日現在での調査結果を、また第8号様式については6ケ年目毎に年末現在の集約結果を翌年3月を期限として提出するよう指示している。

これらの様式のうち移動に関する業務処理方法を取り扱っているのが第 2 号様式「人口出入表」（【資料6】）であり、省令には同様式の作成業務の遂行にあたっての7項目からなる以下のような記入心得が記されている。

①1 郡役所にして 2 郡以上を管轄するものは之を合算して1欄内に記入すへし

②外国行の欄には外国に滞在する者又管外へ出寄留の欄には他府県に出て住しる者又管内へ出寄留の欄には 1 府県内の他郡区役所管内に出て住する者を記入すへし但陸海軍在営艦の現役卒は之を参入せす

③監獄にある囚人は本籍地に於て之を出寄留に参入すへし

④陸海軍在営卒の欄には陸海軍の徴兵又は志願兵となりて現に在営在艦する者を記入すへし但帰休兵は参入すへからす

⑤逃亡失踪の欄には数年前より本年 12 月 31 日迄に逃亡失踪したる者の現数を記入すへし

⑥管外より入寄留の欄には他府県より本郡区役所管内に来て住する者又管内より入寄留の欄には1府県内の他郡区役所管内より来て住する者を記入すへし

⑦再掲市街は第 1 表に掲けたる市街を云但此市街出入の調査は他府県他郡区の出入寄留を記載するは勿論同郡内と雖も其市街の域外に出て住する者は管内出寄留となし市街の域外より来りて住する者は管内入寄留となして記入すへし　〔総理府統計局 1976 29 頁〕。

なお、この内務省令第 3 号による戸籍表の改定内容は、明治 23 年 8 月 23 日内務省令第 4 号がそれを廃止するまでの 4 年余りにわたりわが国の戸籍業務遂行の根拠規定として効力を持つことになる。この省令の人口統計作成上の意義について『日本統計発達史』は、それを契機に寄留手続きが詳細に定められた結果、明治 17 年以降本籍人口に出寄留・入寄留を加除することで現住人口（年末現在）の推計がはじめて可能となったとしている〔日本統計研究所 1960 17 頁〕。さらに柳沢はこの省令第 3 号のわが国の人口統計上の意義として、それまで明確には規定されていなかった「戸数」が本籍者・非本籍者、戸主の如何を問わず「渾て其地に現住して一世帯を為す竈数」〔柳沢 1938 78 頁〕と定義された点を挙げている。

(4) 明治 19 年 9 月 28 日内務省令第 19 号

内務省令第 3 号は、「戸籍の法」に従って作成する一連の戸籍表の様式並びにその記入方法を規定したものであった。その4か月後に新たに制定された省令第19号は、明治4年の「戸籍の法」

第 5 則に規定した出生、死去、出入等の届出方法並びに明治 5 年の布告第 4 号第 7 項による寄留人についての届出方法を定めたものである。

この省令第 19 号で特に移動の把握に関係するのが第 3 条、第 6 条、そして第 8 条の諸規定である。これらのうち第 3 条は、失踪者の本籍地への復帰あるいは失踪者の行方が判明した場合の 10 日以内の届出を規定したものである。また第 6 条は他府県ないしは他郡区に居住地を持つ寄留者について、自己所有地での寄留の場合は寄留人本人が、一方、借地借家に居住する寄留人の場合には寄留者及び地主あるいは家主又は当該地所・家屋の管理者が 10 日以内に其地の戸長並びに本籍地の戸長への届書の送付を求めている。さらに第 8 条は、本籍地へ帰還した寄留者について、戸主あるいは本人による 10 日以内の届出を規定したものである。

ここで戸籍管理制度の運用としての移動に関する統計原情報の獲得という側面から省令第 19 号の意味を二点指摘しておく。その1は、「戸籍の法」に規定された移動事由の生起に伴う届出の実効性に関するものである。省令の第 9 条は「正当の理由なくして前数条に違背したる者」に対して「弐拾銭以上壱円弐拾五銭以下の科料」の賦課を規定している。これは、「戸籍の法」による届出の不履行に対して新たに罰則を設けることで同法が規定する届出の実効性を図るものに他ならない。逆に言えば、このような罰則の賦課は、移動に係る当事者等からの届出による移動実態の把握に関して、それまでの届出制度が必ずしも十全には機能していなかった事実を裏付けるものと言える。

もう一点は、この省令の施行にあたっての移行措置に関わるものである。この点については内務省が同年 11 月 10 日付で訓令第 23 号を発令し、省令第 19 号施行日以前に受理していた出入寄留の届出に関して、出・入寄留簿に記載ある者については「本籍地に於ては出寄留者の留守引受人又は其戸主入寄留地に於ては地主又は家主又は其地所其家を管理する者」を取り調べた上で出・入寄留簿の整理を行うよう指示している〔総理府統計局 1976 35 頁〕。

(5)明治 19 年 10 月 16 日内務省令第 22 号

この省令は、先に 5 月 6 日付で内務省が省令第 3 号として発令していた戸籍表改正に伴なう行政機関側での新たな戸籍取扱手続を規定したものである。全体が 24 の条文を持つこの省令は戸籍、登記、送籍入籍、それに寄留の四つの部から構成されるが、このうち寄留に関してその処理方法を規定したものが第 20 条以降の各条文である。このうち第 20 条と第 21 条は入寄留、第 22 条は寄留地からの退出、そして第 23 条と第 24 条は出寄留に関する処理方法をそれぞれ規定したものである。

まず、入寄留に関しては第 20 条が他府県あるいは他郡区からの寄留人による入寄留届を管轄庁が受理した際の寄留簿への記載方法について、戸籍に準じた処理を行うことを指示している。続く第 21 条は管轄庁における入寄留簿の編製方法を規定したもので、他府県からの寄留人については「他府県人入寄留簿」、一方他郡区からの寄留人は「他郡区人入寄留簿」にそれぞれ区分処理することを求めている。なお同条には寄留簿の編製にあたっての留意事項として、「一世帯ヲ為」して寄留する者とそれ以外の寄留人は区別して簿の編製を行うものの、「一世帯ヲ為サヽル者」

に関しては同一の帳簿への列記も可としている。

第22条は寄留人が寄留先から退出移動する場合の処理手続きを定めたものである。そのような届出を管轄庁が受理した場合、入寄留簿中の寄留人氏名を朱線で抹消した上で適宜それを除籍簿に移すよう指示している。

第23条と第24条は出寄留に関する事務処理方法を定めたものである。このうち第23条は管轄庁が他府県あるいは他郡区の庁から入寄留人に関する報告資料(届書)の送付を受けた際の事務処理を記したもので、その場合管轄庁ではその結果を「出寄留簿」に列記しなければならない。また、第 24 条は出寄留人の帰還に伴う戸籍業務に関わる処理方法を規定したもので、出寄留人から復帰の届出を受けた管轄庁では、出寄留簿に記載されていた該当者の氏名を朱線により抹消処理を行うことになる。

(6)明治19年11月10日内務省訓令第23号

この訓令第23号は、同年9月の省令第19号による出入寄留の届出の規定を同省令施行時以前に遡及して文書処理を行うことを北海道庁並びに各府県庁に要請したものである。それによれば、省令施行以前に出入寄留の届出がありその記録が残されている者について、「本籍地ニ於テハ出寄留者ノ留守引受人又ハ其戸主入寄留地ニ於テハ地主又ハ家主又ハ其地所其家ヲ管理スル者ヲ取調タル上出入寄留簿ヲ整頓スヘシ」とされている。これによって省令施行日以前の寄留移動についても記録が残され確認できたものについては出寄留簿・入寄留簿へ追加することで登録内容の拡充が図られた。

(7)明治21年10月9日内務省訓令第20号

この訓令は、戸籍表も含め内務省の所管に係る様式を内務報告例として整理し直したものである。さらにこの訓令によって内務省は、内務報告例の一環として道府県、憲兵本部、集治監、仮留監から戸籍等の報告を受ける権限を付与されることになった。すなわち内務報告例には移動に係る様式として第 9 様式「人口出入表」(【資料7】)が設けられた。なお、訓令には、この様式への記載方法として下記のような作成要領が記されている。

①外国行の欄には外国に行きたる者又管外へ出寄留の欄には他府県に出て住する者又管内へ出寄留の欄には一府県内の他郡区に出て住する者を記入すへし

②陸海軍在営艦の現役兵及監獄に在る囚人は其本籍府県の管内管外に在るを問はす各其の欄に記入すへし但帰休兵は参入すへからす

③失踪の欄には本年12月31日調の戸籍に現に失踪の登記ある者の員数を記入すへし

④管外より入寄留の欄には他府県より本郡区に来て住する者又管内より入寄留の欄には一府県内の他郡区より来て住する者を記入すへし

⑤再掲市街は前表に掲けたる市街を云但此市街出入の調査は他府県他郡区の出入寄留を記載するは勿論同郡内と雖も其市街の域外に出て住する者は管内出寄留となし市街の域外より来て住する者は管内入寄留となして記入すへし〔総理府統計局 1976 40 頁〕

(8)明治 23 年 8 月 23 日内務省訓令第 30 号

この訓令は、先に明治 21 年内務省訓令第 20 号によって内務報告例別冊として提示していた報告様式を改定したものである。それに伴って各道府県に対しては人口移動に関して年末現在での第 12 号様式「各郡市町村別人口出入表」(【付属資料 8】)の作成が求められることになった。なお、この訓令には各様式への記載に当たっての以下のような記入要領が掲げられている。

①外国行の欄には外国に行きたる者又他府県出寄留の欄には他府県に出て住するもの又他郡市出寄留の欄には一府県内の他都市に出て住する者又他町村出寄留の欄には一郡内の他町村に出て住する者を記入す可し

②陸海軍在営艦者の欄には帰休兵を除き現に陸海軍の屯営艦船に在る下士卒傭夫馬丁を出寄留と看做して記入す可し

③囚人及懲治人の欄には囚人は検事より通知したる犯人にして未た刑期を終らさる者及懲治場に在る者を出寄留と看做して記入す可し

④失踪の欄には本年 12 月 31 日調の戸籍に現に失踪の登記ある者の員数を記入す可し

⑤他府県入寄留の欄には他府県より本郡市に来て住する者又他郡市入寄留の欄には一府県内の他都市より来て住する者又他町村入寄留の欄には郡内の他町村より来て住する者を記入す可し

⑥東京京都大阪の 3 市は町村の欄に各区を記入す可し

⑦東京京都大阪の 3 市に於ては他町村出寄留又他町村入寄留の欄に他区に出て住する者又他区より来て住する者を記入す可し

⑧市制を施行せさる区は市に準して其欄に記入す可し

⑨町村制第 116 条第 2 項に依り町村の組合を設くると雖も一町村毎に記入組合毎に

何町
何村

の如く弧線を施す可し〔総理府統計局 1976 40 頁〕

(9)明治 29 年 6 月 6 日内務省訓令第 4 号

上に見たように明治 19 年内務省令第 19 号は、他府県・他郡における寄留人(第 6 条)また本籍地への帰還寄留人(第 8 条)本人への届出義務をそれぞれ規定したものであった。全体が 3 項から構成されるこの訓令第 4 号は、これらの届出を受理した管轄庁に当該移動に関係する移動元ないしは移動先係る庁への通知義務を定めたものである。すなわち、その1は入寄留届を受理した市町村長は明治 19 年内務省令第 20 条に従い届書への所定の手続を終え次第本籍地の市町村長への送付を、また第 2 は出寄留届を受理した市町村長は所定期間中に寄留先からの入寄留届が送付されない場合には捺印の上で寄留届を寄留先宛への送付を要請したものである。さらに第 3 項は、寄留者による本籍帰還届を受理した市町村長に対して、内務省令第 22 号第 24 条が規定する処理を終え次第、届書に捺印した上で元寄留地の長宛に送付することを求めている。

これによって移動元と移動先の管轄庁の間で寄留情報の共有を図ることが可能となり、移動情報の把握精度の改善に寄与することになった。ただその一方で依然として届出の提出対象となる寄留移動は郡界を超えるもの限定され、自市郡内の町村間での転寄留は届出の対象からは除外されていた。その意味では、「戸籍の法」による寄留管理制度は、移動の統計的把握という点では移動のカバレッジの点でなお課題となる要素を残していた。

(10)明治 29 年 7 月 3 日拓殖務省訓令第 11 号

拓殖務大臣から北海道庁宛に発令された全体が4項からなるこの訓令第 11 号は、明治 19 年の内務省令第 19 号に規定されていた寄留届寄留者復帰届の管轄庁における取扱方法を指示したものである。

その第1項では、入寄留届を受理した区戸長(郡長)が内務省令第 22 号の第 20 条により入寄留簿への登記手続並びに寄留人の本籍地区長または市町村長への通知義務を負うことを規定している。第 2 項は本籍地からの出寄留人より提出された出寄留届を受理した本籍地の区・市町村長の処理手続きを定めたものである。この場合、区・市町村長は内務省令第 22 号の第 23 条に基づき出寄留簿へ記載するとともに、移動者の寄留地の管轄庁から入寄留通知が所定期間内に届かなかった場合には出寄留の事実を当該庁宛に通知しなければならない。第 3 項は寄留人が出寄留届によって寄留地の変更を本籍地の管轄庁に提出した場合の処理手続きを規定したもので、当該庁では届出に基づき出寄留簿の訂正を行うとともにその旨を元寄留地の区長・市町村長に通知しなければならない。なお、現寄留地からの通知が期限までに届かない場合には、同項の但書きによって第 2 項と同じく寄留地の変更に係る通知を当該庁に対して行うものとされている。さいごに第 4 項は寄留人の本籍地への帰還届出を受理した管轄庁での戸籍上の取扱いを規定したもので、内務省令第 22 号第 24 条に従い出寄留簿の当該人名を朱線により抹消処理後、その変更を元寄留地の管轄庁に通知することが求められている。

この訓令第 11 号の第 1 項と第 2 項は上記(9)の訓令第 4 号の第 1、第 2 項に、また第 4 項は先の訓令の第 3 項にそれぞれ対応したもので、これによって各府県に加え新たに北海道についても寄留届に係る業務処理方法が制度化され、寄留移動の統計的把握についても府県と同様の体制整備されることになる。

(11)明治 29 年 11 月 25 日内務省令第 11 号

この省令第11号による制度改正は、寄留を含む移動把握の対象範囲の拡大をその内容としたものである。寄留については、明治 19 年内務省令第 19 号第 6 条及び同年の省令第 22 号第 20・23 条が、「他府県又は他郡区」における寄留人に対してだけ出・入寄留届の提出を義務づけていた。その結果、自市郡内の他町村における寄留については、出・入寄留届の提出は特に求められてはいなかった。

この省令第 11 号は、上記 2 省令の該当条項中の「他郡区」の部分を「他郡市区他町村」と改めることで、新たに自市郡内の町村間の寄留移動についても届出を義務づけたものである。それに

伴って省令第 22 号第 21 条でそれまで入寄留簿が「他府県人入寄留簿」と「他郡区人入寄留簿」の 2 種類とされていたものに新たに「他町村人入寄留簿」が追加され、「他府県人入寄留簿」、「他郡市区人入寄留簿」、そして「他町村人入寄留簿」の3簿体制へと拡充が図られた。これによって、町村界を越える寄留移動の中で届出による移動に関する統計原情報の収集が行われていなかった自市郡内での寄留についてもその把握の制度的枠組みが導入された。

なお、この省令第 11 号では移動把握の外延的拡張も行われ、国外渡航者についても出入国の届出が義務づけられることになった。

(12)明治 31 年 6 月 15 日法律第 12 号

それまで戸籍管理業務の根拠法規とされてきた「戸籍の法」は、明治 31 年に「民法」(明治 29 年法律第 89 号)が施行されたのを受けて新たに「戸籍法」(明治 31 年法律第 12 号)として抜本改定された。旧法が 33 則からなっていたのに対して新たに制定された戸籍法は全体が 9 章 223 条から構成される巨大な法体系を持ったもので、観念的な「家」概念を導入することで家父長制的関係によって世帯員を実質的に戸主に従属させるという新たな戸籍の制度化〔金子 1998 43 頁〕を軸として、旧「戸籍の法」の施行以来様々な省令、訓令、達等の形で手直しや拡充を行ってきたものを法律として一本化したわが国の戸籍管理業務の包括的根拠法規として制定されたものであった。

ただしこの法律の諸規定の主要部分は、あくまでも新たに制定された民法法制との整合性を保持するために出生や死亡、婚姻や縁組といった自然動態並びに家督相続や帰化等に関する戸籍上の取扱いを規定したものであった。その一方で、本稿が考察の対象としている寄留等の移動に関しては、その第 222 条により「明治 4 年 4 月 4 日布告戸籍法(「戸籍の法」－引用者)、明治 19 年内務省令第 19 号及ひ同年内務省令第 22 号は寄留に関する規定を除く外本法施行の日より之を廃止し其他の法令にして本法の規定に抵触し又は重複するものは同日より之を廃止す」〔総理府統計局 1976 62 頁〕とされた。その結果、寄留等の移動に関する届出及び業務処理手続きは、〔森 2020〕ですでに考察したような「戸籍の法」の諸規定を根拠とした運用、さらには本稿で見てきたようなその後の制度の変更、拡充として維持された。なお、この法律第 12 号の制定に伴い、それまで内務省が所管してきた戸籍管理業務は司法省の所管業務へと移管された。

むすび

本稿では明治 4 年に布告された「一般戸籍の法」から 31 年に新たな「戸籍法」(法律第 12 号)制定に至るまでの戸籍法制度の変遷のうち特に人口の社会移動の統計的把握に関わる側面に焦点をあて、その間に出された種々の省令、訓令、達の規定内容を検討資料としてその制度変更を編年史的に検討してきた。さいごに今回の考察から明らかになったと思われるいくつかの点に関して若干コメントすることで本稿のむすびとしたい。

明治政府による社会移動の統計的把握は、「戸籍の法」を根拠法規とする戸籍管理制度に基づく第二義統計として開始された。すでに鮫島も指摘しているように、政府が戸籍編制を急いだのに

は、「当時各地に横行していた脱籍浮浪人を取り締まるという治安対策上の必要」〔相原・鮫島 1971 29 頁〕という当時の特殊歴史的な事情もあったものと考えられる。このことは、それまでの社寺籍法や士籍法を統合するとともに旧幕時代に人別帳から除外されていた者も含めた「全国総体」の戸籍創設のひとつの背景ともなっている。さらに〔森 2020〕でもすでに考察したように、「戸籍の法」が持つ治安法的性格は、寄留や短期移動の把握に関する移動者からの届出やその行政面での取扱いを規定した一連の条文の中にも投影されている。

第 2 節でも見たように、「戸籍の法」によって導入された戸籍管理制度については、同法の施行後その翌年に同法に基づく戸口調査が実施されるまでの間にも通達等により制度の部分的手直しが行われている。このうち移動の把握に関係したものとしては、明治 4 年の太政官達第 262 号、明治 5 年の太政官達第 4 号、それに大蔵省達第 154 号があるが、これらはいずれも「戸籍の法」の公布時にはまだ提示できていなかった様式を追加したものであり、その他にも達第 4 号ではそれまで明確に定められていなかった静態人口の要諦である把握時点が明示されている。このように、戸口調査の実施以前に発令された諸通達は、本来は「戸籍の法」の公布時までに確定しておくべき様式を初めとする事項について、施行後の制度運用に支障を来たすことのないよう急ぎ整備したものであった。

「戸籍の法」は「（戸籍のー引用者）編製は爾後6ケ年目を以て改むへし」（第 5 則）と法の制定当初は戸籍調査の定期的実施が想定されていた。第3節の冒頭でも触れたように、調査の定期的実施は戸口調査実施の翌明治 6 年に出された太政官布告第 242 号により凍結され、その後は二度と実施されることはなかった。その結果、「戸籍の法」に基づく戸籍制度が同時に担っていた人口統計作成機能は、ベンチマークの更新という統計の精度を担保する上で決定的ともいえる弱点を内在させることになる。そのような制度的制約を持ちつつも、「戸籍の法」に基づく戸籍制度は、第3節で紹介したような様々な制度の手直、改善を経つつ、国勢調査が開始されるまで約半世紀にわたってわが国における人口統計の作成・提供の仕組みとして機能し続けることになる。

『帝国統計年鑑』等では人口の地域間居住移動は往住、来住として表章されてきた。移動概念としての往住、来住は、転籍を伴う居住地の移動あるいはそれに寄留移動を加えた広義の移動という二義に用いられてきた。それを差し当たり転籍を伴う移動という狭義の移動概念として捉えるとすれば、戸籍人口とは本籍人口に転籍による往住・来住移動を加味した人口概念に相当するといえよう。

ところで、「戸籍の法」の第 16 則は、逗留期間が 90 日以上で転籍を伴うことなく本貫地以外の地に居住する者を寄留人と定義し、同法とその規則（明治 4 年 4 月 23 日布告第 203 号）では、出寄留人・入寄留人並びに管轄庁に対して寄留の届出並びに受理した寄留情報の統計的集約等の一連の業務処理手続を規定している。

戸口調査の実施以降も明治 31 年に新「戸籍法」が制定されるまでの期間「戸籍の法」の移動関連条項には第 3 節で見たような種々の修正が加えられている。明治 10 年 2 月には太政官達第 20 号によって戸籍表の製表結果の上申が一時差し止めされたものの、出生・死亡それに移動といった動態事象についての統計的把握業務は継続されている。その後、明治 16 年 11 月には内務省

達第 43 号、また 19 年 5 月には内務省令第 3 号、さらに 10 月には内務省令第 22 号によって寄留人の取り扱いがより明確化されるとともに寄留に係る届出並びにその行政組織系統による報告体制について詳細な制度化が行われる。そのような中で特に注目されるのが、移動事由の該当者による届出不履行に対して新たに罰則を規定した省令第 9 条である。その後、移動に関する統計情報の収集は明治 21 年 10 月の内務省訓令第 20 号によって内務省報告例の一部として統合される。さらに明治29年の内務省訓令第4号では移動元と移動先の管轄庁の間での寄留移動情報の共有化が図られ、同年の拓殖務省訓令第 11 号では全府県から北海道へとその適用範囲が拡張される。そしてまた同年 11 月に出された内務省令第 11 号によって、それまで届出による寄留の把握対象外とされてきた郡市内での町村界を越える寄留移動についても、新たに戸籍制度による把握の対象に含めるようその範囲の拡張が行われた。

このようにして転籍手続を伴わない入寄留及び出寄留移動については、「戸籍の法」並びにその後の省令、訓令、達を法的根拠とした戸籍管理制度の枠内でその統計的把握の仕組みが徐々に整備されることになる(2)。このような寄留に関する統計による把握体制の整備は、わが国における人口統計の作成に新たな展開をもたらすことになった。なぜなら、それによってこれまで主として本籍人口として把握されてきた人口に加え、現住人口という新たなタイプの静態人口の推計が可能となったからである。

移動者のうち狭義の往住・来住すなわち転籍を伴う移動者の場合は、転籍手続によって移動先が新たな戸籍の所在地となる。そのため、更新された戸籍簿情報が与える人口（以下、「戸籍人口」）は、従前からの本籍地居住者に純転籍移動者（＝来住数－往住者）を加味したものとなる。しかしその数値は、それぞれの地域において戸籍制度に従った正規の手続きを経て実際に居住している人口（以下、現住人口）を必ずしも意味するものではない。なぜなら各道府県や郡区市町村といった地域単位の戸籍人口には出寄留人として当該地域以外において居住する者を含み、逆に他地域からの入寄留により居住する者の分はそれには反映されていないからである。戸籍人口にこのような［入寄留数－出寄留数］として与えられる純寄留移動数を追加することによって転籍を伴わない移動のうち寄留人として類別される人口集団の分を追加的に反映したものが現住人口に他ならない。「戸籍の法」に基づく戸籍管理行政が寄留人の把握面で仮に十全に機能しているとした場合、現住人口は戸籍人口と比較してより地域人口の実態を反映した推計値を与えることになる。その意味では「戸籍の法」の施行以降、省令、訓令、達によって制度面の整備が図られてきた寄留に関する統計的把握は、あくまでも戸籍管理行政の枠内においてではあるが、わが国における人口統計の拡充・整備に貢献した。

その一方で、行政が戸籍管理制度を運用する中でいわゆる第二義統計（業務統計）として作成される人口統計は、その作成システムそれ自体が持つ基本的特性に由来する限界を持つのも事実

---

(2) 寄留に関する法体系が本格的に整備されるのは大正 3(1914)年になってからのことである。「寄留法」(法律第 77 号)それ自体は全 4 条から構成されるだけの短い法律であるが、「寄留手続例」（勅令第 226 号）と「寄留手続細則」（司法省令第 10 号）にその具体的な運用に関わる手続等が規定されている。

である。人口の社会移動、中でも寄留移動に論点を絞ってこの点に関して最後に若干指摘しておく。

「戸籍の法」による戸籍管理制度を第二義統計としての人口統計作成の行政的仕組みという観点から捉えた場合、管轄庁が受理した各種届出を統計原情報としてその集約結果が行政機関の報告系統を経由して上部組織へと上申され、最終的に「戸籍表」や「職分表」に至る一連の過程がそに相当する。鮫島はこの点の統計史上の位置づけについて、「その調査方法は江戸時代の人別改めの方式を出ることなく、きわめて前近代的なものであった」と欧米の近代人口センサスとの違いを指摘しつつも、それが「戸籍表」、「職分表」につながった点でそれを「人口統計作成の母胎」〔相原・鮫島 1971 31 頁〕と評価している。

「戸籍の法」に基づく移動の統計的把握に関して特に注目されるのが、寄留による移動者に対して「第 3 号寄留人届書式」(【資料 1】)にその者の職業ないし族籍の記載を求めている点である。そこでの届出情報は区の総括報告表式である寄留総計書式(【資料 2】)、さらには道府県による入(出)寄留表(【資料3】)を通じて職分表にも反映されている。それは本籍地ベースでの職分表だけでなく現住人口に対応した職分表の作成も可能とするものである。

ところで、「戸籍の法」による戸籍管理制度が人口統計について現住人口の推計さらには現住地ベースでの職分表の作成を原理的に可能とする点とそれが制度の機能面で実効性を伴ったものであったかどうかは次元を異にする。第 3 節でもすでに述べたように、明治 19 年 9 月の内務省令第 19 号によって寄留の届出不履行等に対する罰則が新たに規定された。これを額面通りに解すれば、寄留人に対して罰則をもって届出の履行を促すことで把握精度の担保を図る措置といえる。しかし逆にいえば罰則既定の導入による届出の法的強制は、それまで既存の制度が機能不全を来たしていたことの証左とみなすこともできる。事実、概念的には全国計で一致するべきはずの入寄留数と出寄留数の間にはその後も大きな乖離が認められ、入寄留に対して出寄留の過少把握状態が続くことになる。その結果、政府では本籍人口と純寄留移動数から得られる甲種現住人口とは別に両者の乖離分を補正した乙種現住人口が公式の静態人口の推計値として作成されることになる。

戸籍管理業務の一環として第二義統計として作成されてきた人口統計については、他にも戸籍業務の煩雑にもかかわらず現在人口の把握ができず属性項目も限定的であること(3)、さらには職分表における職業と属籍分類の混在が認められること〔相原・鮫島 1971 35 頁〕など様々な統計上の問題点が指摘されている。また、罰則規定による法的強制にもかかわらず、届出制度の実効性

---

(3) 杉亨二は明治 6 年 3 月の建議書において、公布された「戸籍の法」とそれに依拠して作成される人口統計が持つ問題点について、「先年民部省に於て設立之戸籍法至て煩細に渉候様相見え畢竟父祖親族之続を取調候事専務と相成政表に於て必要たる事件乏敷様存候就ては人口戸数産業等精々簡便に取調方相立其詳細を得候様無之ては広く其他之事物に及し兼差支候に付右戸籍法之箇条無用を省き有用之廉に御改正相成候」〔世良 1902 附録 38 頁〕と指摘している。また、高橋二郎は甲斐国現在人別調の回顧談の中で当時の杉の心境について、「年々戸籍局の調査に拠り料理表章する戸口の本籍のみにて現在人口の知れざると其調査の男女族籍等に止まりて国民の状態を徴するに足るものなきを慨し・・・」〔高橋 1905 105 頁〕と語っている。

にも全く問題がないわけではない。とはいえ、「戸籍の法」による戸籍管理制度が本籍人口の時空間的変化要素としての寄留についても統計作成面で職業・産業等を含めた統計原情報獲得の行政的仕組みを内在させていたという点では、今日の住民基本台帳人口が与える登録簿人口と国勢調査による常住人口との乖離を考える上でのひとつの示唆を与えているように思われる。

〔文献〕

相原茂・鮫島龍行(1971)『統計日本経済』筑摩書房
金子治平(1998)『近代統計形成過程の研究－日英の国勢調査と作物統計－』法律文化社
世良太一編纂(1902)『杉先生講演集(全)』
総理府統計局(1976)『総理府統計局百年史資料集成』第 2 巻人口(上)
高橋二郎(1905)「明治 12 年末甲斐国現在人別調顛末」『統計集誌』第 288 号
内閣官報局編(1980)『明治年間法令全書(明治 29 年－5　省令　台湾総督府令)原書房
内閣官報局編(1980)『明治年間法令全書(明治 29 年－6　訓令　達)原書房
日本統計研究所(1960)『日本統計発達史』東京大学出版会
森謙二(2014)「近代の戸籍の展開」『茨城キリスト教大学紀要』第 48 号
森博美(2020)「明治 4 年「一般「戸籍の法」」における社会動態の把握について」法政大学日本統計研究所『オケージョナルペーパー』No.110
柳沢保惠(1938)『統計事業史』(非売品)

【資料１】　第3号寄留人届書式

	某 府藩県 官名族籍		
自干支月何々ニ付寄留		何 之	誰
		父	誰
		母	誰
		妻	誰
		幾男幾女	誰
		家令従者	誰
		婢	誰
合 男 何人 女 何人			
	某住所	何之誰	印
	某 府藩県 管轄		
		某国郡某村丁	
		何職業	
自干支月何々ニ付寄留		何 之 誰	
	戸主		
	右 請人		
	傭主		
		某住所	
		何之誰	印
		某藩兵隊	
		隊長	
自干支月寄留		何之誰	
		兵士	
		何之誰	
		何之誰	
		従者	
		何之誰	
		役夫	
		何之誰	
		隊長	
合何人		何之誰	

〔注〕原書式は縦書き

〔出所〕総理府統計局1976 13-14頁

【資料２】寄　留　総　計　書　式

某	府 県	第何区寄留総計							
		何郡	何村 何町	何村 何町		合何ケ町村			
戸数		何軒							
人員		何人							
内		男 女	何人 何人						
官員		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
神官		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
華族		何人				同家族	男 女	何人 何人	
士族		何人				同家族	男 女	何人 何人	
卒		何人				同家族	男 女	何人 何人	
兵隊		何人							
僧		何人		同家族	男 女	何人 何人	同弟子	何人	
従者		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
皇学		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
支那学		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
英学		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
仏学		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
兵学		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
医術		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
武術		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
算術		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
筆学		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
尼		何人				同弟子		何人	
農		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
工		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
商		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
雑業		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
雇人		男 女	何人 何人			同家族	男 女	何人 何人	
修行人		男 女	何人 何人			出生	男 女	何人 何人	
囚獄		男 女	何人 何人			流刑	男 女	何人 何人	
徒刑		男 女	何人 何人						
○									
死亡		男 女	何人 何人						

右之通相違無之候也

年号干支月　　第何区戸長　氏　名　印

同　副　　氏　名　印

〔注〕原書式は縦書き

〔出所〕総理府統計局1976　23頁

【資料３】入寄留表

閏月	月十二	月十一	月十	月九	月八	月七	月六	月五	月四	月三	月二	月正	干支 年号
													戸数
													人員総計
													男 女
													官員
												女 男	同家族
													神官
												同 同	同家族
													華族
												同 同	同家族
													士族
												同 同	同家族
													卒
												同 同	同家族
													兵隊
													僧
												同 同	同家族
													同弟子
													従者
												同 同	同家族
												同 同	皇学
												同 同	同家族
												同 同	支那学
												同 同	同家族
												同 同	英学
												同 同	同家族
												同 同	仏学
												同 同	同家族
												同 同	〃 〃
												同 同	〃 〃
												同 同	兵学
												同 同	同家族
												同 同	医術
												同 同	同家族
												同 同	武術
												同 同	同家族
												同 同	算術
												同 同	同家族
												同 同	筆学
												同 同	同家族
													尼
													同弟子
													農
												同 同	同家族
													工
												同 同	同家族
													商
												同 同	同家族
													雑業
												同 同	同家族
													雇人
												同 同	同家族
												同 同	修行人
												同 同	出生
												同 同	囚獄
												同 同	流刑
												同 同	徒刑
												同 同	死亡

各府県より当府県江寄留

当府県より他の府県へ寄留の者此例に準し同様差出すへし
尤戸数は戸籍表中に入ること勿論なれは記載不及事

〔資料〕総理府統計局1976 24-25頁

【資料４】　表式第４

			国		出寄留送籍逃亡失踪及復帰転去
			郡区名		
		合計 女 男	男女別		
			外国行	前年中ノ出	
			管外へ寄留		
			管内へ寄留		
			管外へ送籍		
			管内へ送籍		
			逃亡失踪		
			他管寄留復籍及転去		
			管内寄留復籍及転去		
			総計		
			外国行	出ノ現在	明治　年一月一日調　府県名
			管外へ寄留		
			管内へ寄留		
			逃亡失踪		
			総計		

〔出所〕総理府統計局1976　27頁

【資料５】　表式第5

			国		入寄留入籍及復帰
			郡区名		
		合計 女 男	男女別		
			外国より帰国	前年中ノ入	
			管外ヨリ寄留		
			管内ヨリ寄留		
			管外ヨリ入籍		
			管内ヨリ入籍		
			他管寄留復籍		
			管内寄留復籍		
			逃亡失踪復帰		
			総計		
			管外ヨリ寄留	入ノ現在	明治　年一月一日調　府県名
			管内ヨリ寄留		
			総計		

〔出所〕総理府統計局1976　27頁

【資料６】　人口出入表

第二　人口出入表　明治　年十二月三十一日現在												
	郡区役所名						合計	再掲	市掲	街
出	外国行									
	管外へ出寄留									
	管内へ出寄留									
	陸海軍在営卒									
	逃亡失踪									
入	管外より入寄留									
	管内より入寄留									

〔出所〕総理府統計局1976 28頁

【資料7】　内務報告例別冊第9表

第九表　　報　　年

人口出入表〔明治何年十二月三十一日現在〕		郡区名	合計	再掲　市　街
	出	外国行		
		管外へ出寄留		
		管内へ出寄留		
		陸海軍在営艦現役兵		
		監獄に在る囚人		
		失踪		
庁名	入	管外より入寄留		
		管内ヨリ入寄留		

〔出所〕総理府統計局1976　36頁

【資料8】　内務報告例別冊第12表

第二十表　　報　　年

各郡市町村別人口出入表〔明治何年十二月三十一日現在〕							
郡市名	何区	何区	何区	何市	何市	何郡	合計
町村名	小計	何区	何区	・・・	何町	何村	何村	小計
出 外国行							
出 他府県出寄留							
出 他郡市出寄留							
出 他町村出寄留							
出 陸海軍在営艦者							
出 囚人及懲治人							
出 失踪							
入 他府県入寄留							
入 他郡市入寄留							
入 他町村入寄留							
庁名							

〔出所〕総理府統計局1976　40頁

オケージョナル・ペーパー（既刊一覧）

号	タイトル	刊行年月
88	ロジャーズ-ウィルキンス・モデルの東京都の人口への応用	2018.03
89	わが国の三大都市圏における移動圏とその構造	2018.04
90	居住地移動者数の将来動向に関する一考察 —2016-20年期～2046-50年期の都道府県間比較—	2018.04
91	男女別移動率を用いた移動者数の都道府県別将来推計	2018.05
92	ぐるなびデータを用いた店舗数に関する考察	2018.09
93	表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について	2018.09
94	流入移動ポテンシャル指標による移動面での特異地域の検出 —新潟市を事例とした小地域統計による分析—	2018.09
95	階層型ニューラルネットワークモデルによる特異地域の抽出	2019.02
96	甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析再論	2019.03
97	明治12年甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析	2019.03
98	最近隣マッチングによるヴァーチャルな世帯の合成 —夫婦のみ共働き世帯のケース—	2019.04
99	甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開 —職分表から昭和30年国勢調査の職業分類まで—	2019.05
100	第1回国勢調査が記録した社会移動 —生涯移動から見た転入移動圏の特徴を中心に—	2019.09
101	第1回国勢調査の出生地データによる県間生涯移動分析	2019.08
102	わが国の1980年代後半期以降の社会移動に関する一考察 —純移動選好度の人口加重平均値による地域の転入・ 転出超過状況の評価—	2019.09
103	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析Ⅱ	2020.02
104	明治2年駿河国人別調における静態把握と動態把握	2020.02
105	地域勘定における一般政府勘定について	2020.04
106	駿河国人別調と甲斐国現在人別調における人口の静態把握 —家別表の調査項目の比較を中心に—	2020.05
107	地租改正にともなう土地評価の改定：東京府日本橋区・京橋区の事例	2020.05
108	駿河国人別調と甲斐国人員運動調における動態把握 —わが国における人口動態統計前史（1）—	2020.05
109	甲斐国人員運動調について —わが国における人口動態統計前史（2）—	2020.06
110	明治4年「一般戸籍の法」における人口の社会動態の把握	2020.06

オケージョナル・ペーパー　No.111
2020年7月10日

発行所　法政大学日本統計研究所
〒194-0298　東京都町田市相原4342
Tel　042-783-2325、2326
Fax 042-783-2332
jsri@adm.hosei.ac.jp
発行人　菅　幹雄